

大阪市「小学校区教育協議会－はぐくみネット－」事業実施方針

(事業目的)

第1条 地域の教育資源を学校教育に導入するなど、地域に開かれた学校づくりを進め、子どもたちの「生きる力」をはぐくむとともに、学校・家庭・地域が一体となった総合的な教育力を発揮し、地域における人と人のつながりによって子どもをはぐくむ「教育コミュニティ」づくりを推進するため、教育委員会の職務権限に属する事務として、区長の補助執行により「小学校区教育協議会－はぐくみネット－」事業を実施する。

(事業内容)

第2条 区長は、第1条の事業目的に基づき、関係法令等を遵守し、次の事業を行う。

- (1) 学校と地域をつなぐ観点で学校教育を支援
- (2) 地域における教育コミュニティづくり
- (3) 学校や地域の情報収集及び地域住民への発信
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

なお、実施にあたっては、学校、家庭、地域住民が連携して運営に参画できるよう留意すること。

(教育委員会及び小学校の役割)

第3条

- (1) 教育委員会は、区長と連携しながら全市の状況把握、調査・研究、事業参画者の資質向上を促す事業等の支援並びに活動の中心を担う市民ボランティアのコーディネーターの委嘱を実施する。
- (2) 各小学校は、本事業の趣旨を踏まえ、実施にあたり、事業活動に参画・協力する。

(施設の管理責任)

第4条 事業実施中の学校施設の管理責任については、主管者である市（各区長）と教育委員会が負う。したがって、当該実施校の校長は、学校管理責任者としての責任を負わない。

(事業参加者の弁償責任及び事故の責任)

第5条 事業参加者は、当該施設設備を故意に又は重大な過失により毀損もしくは亡失したときは、弁償の責任を負う。

2 事業参加者は、常に安全に留意し、事業参加に関して生じた一切の事故につきその責めを負わなければならない。

(その他)

第6条 この方針に定めるもののほか必要な事項については、市（各区長）及び教育委員会が別に定める。

附則 この方針は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この方針は、平成26年4月1日から施行する。